

風水害等の災害時における臨時休所の基準

風水害等の予期可能な災害時における子どもの安全確保のため、以下のとおり基準を策定し、臨時休所の判断を行います。

臨時休所を行う際の判断基準

基準	防災情報発令時の対応について
運用開始日	令和8年10月1日
対象施設	放課後児童クラブ
防災情報発令時の対応 (災害前日)	・市が警戒レベル5相当「緊急安全確保」、警戒レベル4相当「避難指示」が発令されると事前に判断した場合は、市と事業者が協議のうえ休所とする。 ・上尾市教育委員会が翌日の小学校の休校を決定した場合は、市と事業者が協議のうえ休所とする。 ・J R東日本が翌日の計画運休を発表した場合は、市と事業者が協議のうえ休所とする。 ※上記以外の場合で、風水害の災害状況や職員配置などにより開所が難しいと判断される場合は、市と協議のうえ休所とすることも可能とする。
防災情報発令時の対応 (災害当日)	・市が警戒レベル5相当「緊急安全確保」、警戒レベル4相当「避難指示」が発令されると事前に判断した場合は、市と事業者が協議のうえ休所とする。 ・上尾市教育委員会が小学校の休校を決定した場合は、市と事業者が協議のうえ休所とする。 ※上記以外の場合で、風水害の災害状況や職員配置などにより開所が難しいと判断される場合は、市と協議のうえ休所とすることも可能とする。